

令和 8 (2026) 年度推しを活用した魅力発信強化事業業務委託
公募型プロポーザル選定委員会評価基準

- 1 評価項目、評価内容及び各配点は、下表のとおりとし、各選定委員（5名）が採点する。
- 2 参加者のうち、最高点と評価した選定委員が最も多かった参加者を契約者の候補（以下「契約候補者」という）として選定する。
- 3 2に該当する参加者が複数あった場合は、各選定委員の評点合計の平均（以下「総合点」という）が最も高い参加者を契約候補者とする。
- 4 3に該当する参加者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった参加者を契約候補者とする。
- 5 2、3及び4に関わらず総合点が60点未満の参加者は契約候補者として選定しない。参加者が1者の場合も同様とする。

評価項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	(1) 委託業務の目的や内容を十分に理解しているか。	10
2	企画提案の優位性	(2) ターゲティング設定が妥当なものであり、オーディエンスの興味関心を引き出す効果が期待できる内容となっているか。	10
		(3) 出演候補者及び出演候補者を起用した動画コンテンツに係る提案は、地域資源の聖地化が実現できる内容となっているか。	20
		(4) プレスリリース配信業務に係る提案は、読み手である記者の興味関心を引き出す効果が期待できる内容となっているか。	10
		(5) スタンプラリーに係る提案は、県内周遊者の増加を推進し、地域経済や人的交流の活性化が期待できる内容となっているか。	15
3	企画提案の実施可能性	(6) 委託業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。	10
		(7) 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。	5
		(8) 業務内容に見合った適切な経費であるか。	10
		(9) 業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。	10
合計			100